

意見書案第4号

ガソリン税の見直しを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 9月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 根岸裕美子

## ガソリン税の見直しを求める意見書（案）

ガソリン価格が高騰しています。2023年8月28日の全国平均価格はレギュラーガソリンで185円を記録し、近年で最も安かった2020年5月の125円から60円以上の値上がりを見せています。

ガソリン価格の税金が占める割合は約40%と大きく、ガソリンは税金の塊と言っても過言ではありません。エネルギー価格の高騰が日常生活に大きな影響を与えてきたことは、過去2度あったオイルショックから計り知ることができます。政府は価格を抑えるために、石油元売業者への補助金の支給で対応していく方針ですが、それでも175円程度までへの値下げしか望めず、物価高による実質賃金の低下という現状から、国民生活の負担を減らす効果としては、限定的であると言わざるを得ません。

価格に多大な影響を及ぼす、ガソリン税と補助金の問題点について以下に記載します。

- ① ガソリン価格が3か月連続で平均160円を超えた際に、暫定税率分の徴収をストップする「トリガー条項」は東日本大震災の復興財源確保を理由に凍結し、この状況下においても発動を見送る方針を鈴木財務大臣が示しています。東日本大震災からの復興に関し復興庁が示している「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」によると、令和3年3月末の時点で既に一部を除き公共インフラの復旧・復興はほぼ完了しており、営農面積の復旧・復興もほぼ完了しています。また、所得税の2.1%を復興特別税として徴収していることからも到底理解できません。
- ② ガソリン本体価格に諸税を合わせた金額に消費税を乗じる、二重課税的な税制の存在。
- ③ 燃料油価格激変緩和補助金（元売業者への補助金）について、継続決定は評価できますが、元売業者の大手3社の2022年4月～6月期決算の最終利益を見てみると、E社が2,213億円（対前年同期比2.3倍）、I社が同1,793億円（同2倍）、C社が同775億円（同2.3倍）でした。大手ガソリン元売業者の元社員で、現在は桃山学院大学経営学部教授、東北大学経済学博士である小嶋正稔氏の試算では3月1日以降、政府の支給額と小売価格に反映されなかった差額は増加し、（2022年）7月12日には累計で1リットル当たり45.2円分、8月9日には累計で1リットル当たり46.2円分が消費者に還元されなかったとしています。
- ④ 道路特定財源の一般財源化から、利用者負担の原則という課税根拠を失っています。現行の規定を維持することは、車の所有率が高い地方都市のほうが負担が大きく、格差の拡大を助長しています。

このように、過重な税負担と理不尽な税制の見直しを早急に行い、国民負担を軽減するため、下記の事項を求めます。

### 記

- 1 租税特別措置法第89条（トリガー条項）を速やかに発動すること。
- 2 ガソリン税に消費税を課税する計算方式を早急に解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 財務大臣